

「高等学校卒業程度認定試験」受験者への更なる支援を求める意見書

高校中退した若者が「高等学校卒業程度認定試験」（以下「高卒認定試験」）を受験するための各種予備校費用に対し、東京都では「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」として 高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了したとき及び合格したときに、対象講座の受講のために支払った費用の一部が支給されています。内容は、受講費用の3割（上限7万5千円）等です。これは、「ひとり親家庭」を対象に支援対象者が限られています。

「高卒認定試験」に合格するためには、個人での勉強では困難であり、多くの若者は予備校へ通っていますが、その費用が、「通信講座」で全科目を受講する場合は、教材費・入学金などをトータルして30万円前後かかります。さらに、塾や予備校などに通学する場合は、更に多くの費用がかかります。

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文科省／令和6年10月）によれば、高等学校における中途退学者数は46,238人（前年度43,401人）になっています。

また、「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（東京都教育庁／令和5年10月）によれば、令和4年度の都立高校の中途退学者数は2,021人になっています。東京都の高校授業料実質無償化は、2024年度（令和6年度）の4月から開始されました。所得制限が撤廃され、世帯の収入状況に関係なく申請できるようになりました。都立高校（全日制課程）等では年間11万8,800円、私立高校では48万4,000円が、国や東京都から支払われます。

高校無償化が進む中、高校中退者が「高卒認定試験」の費用負担に重くのしかかっています。この負担軽減のために、「ひとり親家庭」に限らず、全ての「高卒認定試験」を希望する若者に、高校無償化と同等レベルの支援が必要です。高校中退や改めて大学進学を希望する者に対し、勉学の間を保障し、学びの多様化を進めるべきです。

よって、文京区議会は、東京都に対し、「高等学校卒業程度認定試験」受験者への更なる支援を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月17日

文京区議会議長 白石 英行

東京都知事 小池 百合子 様